

南相馬市告示第14号

Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用取扱要綱を次のように定める。

令和3年2月3日

南相馬市長 門馬 和夫

Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「Minamisoma 5.0」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 ロゴマークの種類、デザイン及び色は、別図のとおりとする。

(使用の承認)

第3条 市長は、次に掲げる事項に該当するものについて、ロゴマークの使用を承認することができる。

- (1) 市のロボット産業施策の広報に資するもの
- (2) 南相馬ロボット振興ビジョンの推進に資するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその必要性を認めるもの

(承認の基準)

第4条 ロゴマークの使用の承認は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、市内に住所を有する者、その他市に関係を有する者であって、次のいずれにも該当しない者とする。
 - ア 南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項から第4号までに規定する風俗営業を行う者
 - ウ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う者
 - エ 政党、宗教団体若しくは特定のこれらを支援又は支援するおそれがある者
 - オ 市の指名停止措置を受けている者
 - カ 法令若しくは公序良俗に反すると認められる行為を行う又は行うおそれがある者
 - キ 市の信用若しくは品位を害すると認められる行為を行う又は行うおそれがある者
- (2) ロゴマークの使用内容は、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 法令又は公序良俗に反するものと認められるもの
 - イ 市の信用又は品位を害するものと認められるもの

ウ 第三者の利益を害するものと認められるもの

エ 特定の個人、団体、法人（市及び市から委託等を受けた事業者を除く。）、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるもの。ただし、前条各号に規定する事項の実現に効果があると認められるものについてはこの限りでない。

オ 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるもの

カ 風営法第2条第1項から第4号までに規定する風俗営業又はその広告等に利用するもの

キ 市が定めたロゴマークのデザイン・色等の規格の変更を行うもの

ク 自己のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に使用するもの

ケ その他、市長が適当でないとするもの

（承認の申請等）

第5条 使用者は、Minamisoma 5.0使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 使用者の概要が分かる書類（パンフレット等）
- (2) 役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
- (3) その他ロゴマークの使用の承認に当たって市長が必要であると認める書類

2 ロゴマークの使用期間は、3年以内とする。

（承認及び通知）

第6条 市長は、第4条に規定する承認基準に照らし、ロゴマークの使用を承認するときは、Minamisoma 5.0使用承認通知書（様式第2号）を使用者に交付する。なお、この場合、市長は、ロゴマークの使用について、必要に応じ条件を付することができる。

（遵守事項）

第7条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク使用の承認の内容以外の使用を行わないこと。ロゴマーク使用の承認後、使用計画に変更があった場合は、直ちに市長に届出をし、その承認を得ること。
- (2) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、ロゴマークの使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (3) 第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先においても、ロゴマーク使用の承認の内容を遵守させること。
- (4) 市からの売上げ調査その他の照会に応じること。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の承認

を取り消し、承認内容の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) ロゴマークの使用の承認の内容と異なる使用を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりロゴマークの使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条に規定するロゴマークの使用の承認の基準を満たさなくなったとき。
- (4) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (5) その他ロゴマークの使用の承認を取り消すべき重大な理由が生じたとき。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、原則として無償とする。

(使用の非独占等)

第10条 この規定によるロゴマークの使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、市は、使用者又はロゴマークの使用対象物等に対して、推奨を行わない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この基準によるロゴマークの使用の承認の申請及びロゴマークの使用の実施に係る経費又は役務の一切を負担しない。

(賠償責任等)

第12条 市は、ロゴマークの使用の承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、第三社に対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定に違反した使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(無断使用者への対応)

第13条 市長は、この告示に基づく承認なくロゴマークが使用されていると認められるときは、当該使用者に対し必要な指導を行うことができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

Minamisoma  5.0

 南相馬が目指すロボットイノベーションシティ

Minamisoma5.0【ロゴ規定】

Minamisoma5.0 ログ規定① カラー

■ヨコver



 C : 80%
M : 8%
Y : 8%
K : 0%

 C : 0%
M : 0%
Y : 0%
K : 60%

■タテver



 C : 80%
M : 8%
Y : 8%
K : 0%

 C : 0%
M : 0%
Y : 0%
K : 60%

Minamisoma5.0 ロゴ規定② モノクロ

■ヨコver



■白単色



■タテver

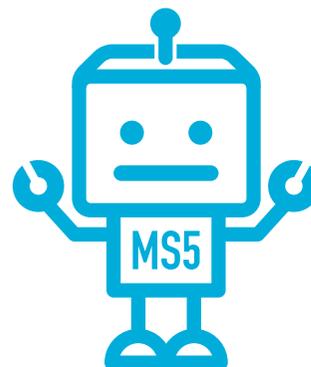
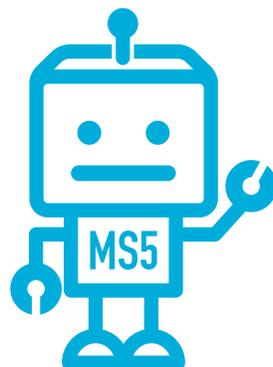
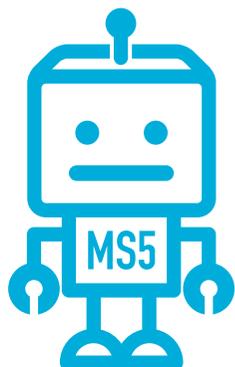
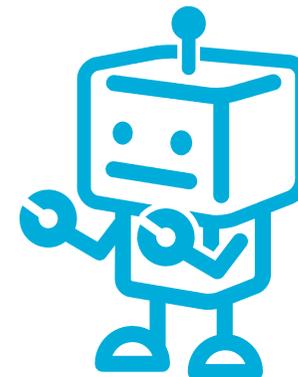
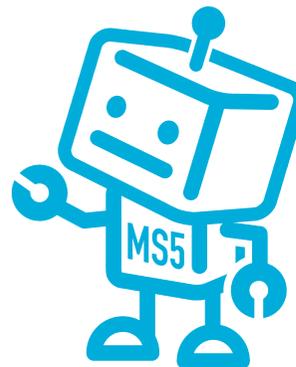
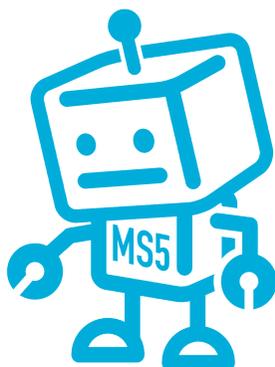
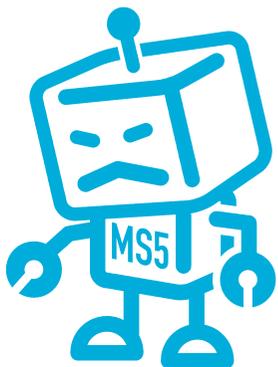
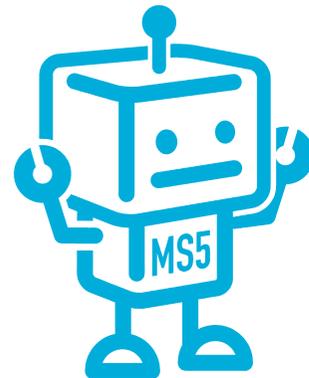
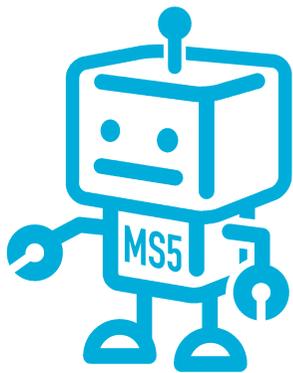


■白単色



南相馬が目指すロボットイノベーションシティ

Minamisoma5.0 ログ規定③ キャラクターバリエーション



■カラー C : 80%
M : 8%
Y : 8%
K : 0%

■モノクロ K : 100%

年 月 日

南相馬市長

住所
名称
代表者名
法人担当者名
電話番号

Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用承認申請書

Minamisoma 5.0 ロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

申請にあたっては、Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用取扱要綱の規定を順守するとともに、これに違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物品の回収等の要求等を受けても異議ありません。

記

1 使用目的

2 具体的な使用内容

使用するロゴマーク、商品イメージ、販売計画等（別紙可）

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 担当者連絡先

所属、役職、氏名、電話番号、メールアドレス

5 添付書類（第 5 条関係）

- （ 1 ）使用者の概要が分かる書類（パンフレット等）
- （ 2 ）役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
- （ 3 ）その他ロゴマークの使用の承認に当たって市長が必要であると認める書類

6 申告欄

Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用取扱要綱第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるア～キのいずれにも該当いたしません。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

南相馬市長

Minamisoma 5.0 ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたMinamisoma 5.0 ロゴマーク使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

2 承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用条件

- (1) 承認内容以外の使用を行わないでください。また、ロゴマーク使用の承認後、申請内容に変更がある場合は、直ちに届出をし、承認を得てください。
- (2) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、ロゴマークの使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示してください。
- (3) 第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先においても、ロゴマーク使用の承認の内容を遵守させてください。
- (4) 市の売り上げ調査その他の照会に回答ください。
- (5) 各種法令を遵守してください。

(事務担当 :

電話番号 :

)